

議員提出議案第6号

議会改革検討特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び伊丹市議会委員会条例（昭和41年伊丹市条例第36号）第6条の規定により，別紙のとおり議会改革検討特別委員会を設置する。

令和5年5月18日提出

提出者

伊丹市議会議員 公明党 篠原 光宏

伊丹市議会議員 新政会 杉 一

伊丹市議会議員 伊丹維新の会 齊藤 真治

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 保田 憲司

伊丹市議会議員 創政会 川井田 清香

伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 服部 好廣

伊丹市議会議員 高塚 伴子

(別紙)

議会改革検討特別委員会の設置について

1 委員会の名称

議会改革検討特別委員会

2 委員会の設置目的

市民に開かれた議会の構築並びに議会の充実及び活性化を図るため、さらなる議会改革を検討し、推進することを目的とする。

3 委員の定数

13人以内とする。

4 委員会の調査期間

議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。